

大磯町携帯電話基地局の設置等に関する条例手続きの流れ

□ 条例の目的（条例第1条）

携帯電話基地局の設置等に関し、事業者が近隣住民に対して事前に配慮すべき事項、設置計画等の手続、その他の事項を定めることにより、町民と事業者との紛争を未然に防止することで、安全で安心なまちづくりをめざす。

（条例第7条第1項）

当該設置等の工事に着手する日の60日前までに「計画届出書」（第1号様式）を町に2部提出
⇒ 町の受付印を押印し1部返却



（条例第9条第1項）

近隣住民への説明（基地局の高さの2倍の範囲）

- ①設置等計画の内容
- ②電波に関する内容
- ③工事中の安全対策

※ 範囲内に小中学校または幼稚園・保育園が含まれる場合は、当該施設に係る町の所管課を通じて施設の意向を確認



（条例第9条第2項）

近隣住民から「説明会」の開催を求められた場合

「説明会」を開催（近隣住民対象）



（条例第9条第4項）

「近隣住民説明実施報告書」（第3号様式）を町に提出



（条例第10条）

報告書の開示（報告書の開示を当該近隣住民から求められたとき）



設置等工事の着手

町へ紛争調整の申し出があった場合、
解決に向けた調整への対応

※計画をとりやめようとするときは、「計画廃止届出書」（第6号様式）を町に提出